

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年9月13日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び平成30年10月1日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分の違法性、不当性を主張し、それぞれの取消しを求めている。

- 1 保護基準の引下げにより、10月分の保護費が9月分より減額され、生活が困難となっている。また、以前は冬季加算が約3,000円だったが、減額されたままである。
- 2 本件改定後の保護基準は、生活保護利用者の生活を反映しておらず、憲法25条が規定する健康で文化的な人間らしい生活ができない。保護基準の設定及び改定は、厚生労働大臣の権限であるが、次に述べる問題があり、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用があ

る。

- (1) 本件改定の減額幅は、平均 1.8%、最大 5% であり、これが平成 30 年 10 月から令和 2 年 10 月にかけて 3 回に分けて実施される。また、本件改定は、平成 25 年の保護基準引下げに続いて、さらに減額を行うものであり、ほとんどの世帯が引下げとなっている。
  - (2) 本件改定は、所得の最下位である第 1・十分位（下位 10%）の消費支出に生活扶助基準を合わせるというものであるが、日本では生活保護の捕捉率が低く、下位 10% の最貧困層には保護基準以下で生活する者が多数含まれ、こうした階層の生活水準に合わせることは、際限なく保護基準が下がり続けることになる。
  - (3) 昭和 59 年から保護基準の検証方式は、平均的一般世帯の消費水準の 6 割以上の水準で均衡させようという消費水準均衡方式である。厚生労働省の保護基準部会の報告書では、夫婦子一人世帯以外は、消費水準均衡方式の求める中間所得層の 6 割水準を維持できないこと等から、これらの世帯については、算出された指数どおりに生活扶助基準を改定しないように求めていた。しかし、本件改定は、保護基準部会の当該意見を無視して行われた。
  - (4) 平成 25 年の保護基準引下げの際、厚生労働大臣は、生活扶助相当 C P I という数値を用い、物価下落を根拠として、保護基準を引き下げた。同じく C P I を用いて平成 28 年時点の物価動向を見ると逆に上昇しているが、本件改定では、一切物価を考慮しなかった。物価下落局面ではこれを考慮し、上昇局面では考慮しないのは、極めて恣意的である。
- 3 本件処分 1 に係る通知書には、「基準改定」としか記載されておらず、本件処分 1 がいかなる事実関係に基づき、いかなる法律を適用してなされたかを了知することは困難である。したがって、本件処分 1 は、十分な理由付記を欠く点において、法 24 条 4 項及び行政手続法 14 条に違反する。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 2月 1日	諮問
令和3年 3月19日	審議（第53回第2部会）
令和3年 4月23日	審議（第54回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、保護基準（ただし、本件改定後のもの。以下同じ。）の別表第1「生活扶助基準」において定められている「基準生活費」

の項目においては、東京都内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,580円の冬季加算額を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類・VI区及び同(2)・イ）。

- 2 これを、本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成30年10月1日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定」との理由を付して本件処分1を行ったことが認められる。

本件処分1は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地-1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分1に違法又は不当な点を認めることはできない。

また、請求人は、東京都在住で1人世帯の被保護者であり、平成30年11月から平成31年3月まで冬季加算として2,580円が支給されるとされていることから、本件処分2についても、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人の主張（第3）について

- (1) 請求人は、上記第3・1のことから、本件各処分の違法・不当を主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、本件処分1は、法8条1項の規定に基づく保護基準について本件改定が行われたことによりなされたものであり、また、本件処分2の保護費の変更についても法令等に従って適正になされており、かつ、いずれの処分についても違算等の事実もないものと認められることから、本件各処分を違法又は不当なものとして評価することはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (2) また、請求人は、上記第3・2のとおり、本件改定後の保護基準が、憲法25条の保障する健康で文化的な最低限度の生活に適合しておらず、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用があるなどと主張する。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分1は、上記2のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分1を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (3) さらに、請求人は、上記第3・3のとおり、本件処分1は、十分な理由付記を欠く点において、法24条4項及び行政手続法14条に違反すると主張する。

しかし、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分1は、本件改定後の保護基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはない。また、厚生労働大臣による告示により保護基準の内容は明確にされており、本件処分1に係る通知書とそれ以前の保護変更通知書を見比べれば、本件改定による保護費の減額の内訳が分かることから、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものともいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(4) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほ  
かはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件各処分について、上記 2 及び 3 に述べた以外の点において  
も、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法  
令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に  
行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来